

第32回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成22年1月15日（金）

場所：JICA地球ひろば

セミナールーム301

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン 技術部長
清水 規子(ご欠席)	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花(代理出席： 福田 健治)	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ政策担当

【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

佐藤 勝	外務省国際協力局事業管理室長
高見 博	財務省国際局開発企画官
大村 卓	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聖 JICA 企画部業務企画第二課課長
杉本 聡 JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
河添 靖宏 JICA 審査部環境社会配慮審査第二課課長

【事務局以外の JICA 発言者】

植嶋 卓巳 JICA 企画部次長
岡崎 克彦 JICA 審査部部长

午後 2 時 0 3 分 開会

開 会

○原科座長 定刻を若干過ぎましたので始めたいと思います。御出席予定の方は大体お集まりで、もう過半数にはなっておりますので、開会いたします。

長い間どうも御苦労さまでした。きょうで実質的には最終にしたいと思いますが、これも議論次第ですから確定的には申し上げられませんが、きょうともう 1～2 回で終わると思います。

おかげさまで、前回の議論によりましてガイドラインの中身についてはほぼ固まったと思いますので、それを踏まえた最終の修正の結果について、まず J I C A の御担当から御説明いただきたいと思います。

きょうはいろいろ資料がございますので、まず資料の御紹介をお願いいたします。

○事務局（杉本） お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

議題としては 2 つ御案内申し上げておまして、1 つが、前回の議論の続きである新しいガイドラインの適用時期について、特に無償の本体を中心にした暫定措置の件も含めておりますが、この関連の資料と、適用時期を説明したチャート図を用意させていただいております。もう 1 つは、前回座長からもお話がございましたが、今回ガイドライン改訂に伴い追加で作成する F A Q を取りまとめております。これはこれまでの委員会の中で、これは F A Q で対応しますということで事務局から回答させていただいたもの及び、前回、これは F A Q で対応ということで議論いただいたものを含んだ形で資料を作成させていた

だいております、これが32-2-1の資料になっております。あとは御参考までということですが、32-2-2、32-2-3ということで、現在、現行のJBICガイドライン及びJICAガイドラインに関するよくある質問集、FAQを御参考までお手元に配付させていただいております。基本的に、FAQにつきましては現行のものでそのまま使うものは使い続け、今回の改訂で内容に変更が必要になったもの及びこれについてはもう関係ないというものについては削除なり修正をいたします。新たに追加ということで今回32-2-1の資料をつくっておりますので、きょうはこの32-2-1の資料について議論をいただければと思っております。

資料の説明は以上です。

○原科座長 ありがとうございます。

まず議題の1番が適用時期の問題、これはこの前の議論の延長になりますが、それからFAQ案ですけれども、もう1つ、ガイドラインが最終の形になったので、まずこれを御確認いただいた方がいいと思いますので、それから始めましょうか。

それでは、新環境社会配慮ガイドライン（最終案）、この前の議論を踏まえまして事務局の方で直していただきました。それを御確認いただきたいと思います。

それでは、杉本さん、御紹介いただけますか。

○事務局（杉本） 32-1-3ということで最終案のガイドライン案を配付させていただいております。変更点は主に前回議論いただいた点ですが、簡単に変更点を紹介させていただきます。委員の皆様にお送りしました電子データでは赤字で記載させていただいたところですが、印刷の関係上、薄く色がついて下線が引いてある箇所、ここが訂正箇所になっております。

まず1ページを見ていただきますと、「序」のところになりますが、頭のところ、「世界の人々」と接続詞末端の修正。

あと、修正ではないのですが、文章をいろいろ直しておりました過程で、「政府開発援助（以下「ODA」）」という表現が、先に「ODA」が出て、後から「政府開発援助（以下「ODA」）」が出るような形になっておりましたので、一番頭に出てくるものについて「（以下「ODA」）」の定義を入れ直しております。

あと、JICA法の改正、改正法の施行の年をそれぞれ追記しているというのが1ページ目の変更でございます。

続きまして、資料の4ページをごらんいただければと思います。3ページの一番下の段

から4ページ目にかけて、定義で環境社会配慮助言委員会について書いておりますが、前回の議論を踏まえまして、「環境社会配慮助言委員会」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会であり、外部専門家からなる第三者的機関のことをいう」ということで追記しております。その定義の中では、その下、22番をござんいただきますと、第三者より出てきます詳細計画策定調査について定義が入っておりませんでしたので、新たにここで定義を追記させていただいております。

9ページ、「地球温暖化」というタームにかえて「気候変動」ということで言葉を修正しております。

11ページ、2.5「社会環境と人権への配慮」の項ですけれども、最後から3行目になりますが、「国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手する」と、「幅広く」という言葉を、前回の議論を踏まえて付記しております。

その下の助言委員会、2.7章ですが、ここは開発計画調査型についての適用の記載がございませでしたので、事務局提案ということでこの内容を追記しております。

13ページ、2.10のガイドラインの適用の箇所は、まさにこの後の議題で議論いただくところですが、本日提出させていただいた案に沿って修正させていただいております。修正が間に合わなかった部分がありまして、今の案では頭に「2010年4月1日に制定」と入っておりますけれども、その箇所以外は32-1-1の資料をそのままここに記載している内容になっております。この点については、きょう適用の関係の文言がセットされましたところで、最終的にその内容を反映し確定させたいと思っております。

○原科座長 では、これは後ほど改めて確認します。

○事務局（杉本） あとの箇所は、18ページのエンジニアリング・サービスというところを、これは半角になっていたものを全角に修正したという形上のものでございます。

あと、23ページ以下、「フォローアップ」のところになりますが、これに加えて幾つか、パブリックコメントで「先住民族計画」という言葉を入れて全体の整合性をとる必要があるという指摘をいただいていた点については、この23ページ以下の点で数カ所修正しております。

24ページ、ここも「地球温暖化」を「気候変動」ということで修正しております。

28ページになりますが、「住民移転計画」に加えまして、今回ガイドラインの中で「先住民族計画」を記載しておりますので、「先住民族計画」という言葉をここでも追記しております。

ガイドラインの修正の内容は以上でございます。

○原科座長 どうもありがとうございました。

以上で確認いたしました、よろしいでしょうか。

議事録も先日お送りいただいたので、前回どんな議事があったか改めて御確認いただけたと思いますけれども、この前の議論を踏まえて直していただいていると私も思います。これでよろしいと思います。

では、この件はよろしいですね。

議 題

(1) 新環境社会配慮ガイドラインの適用時期について

○原科座長 それでは、そのようなことで案はできたということで、ではこの適用時期はどうするかということの議論に入ります。

では、これについて、杉本さん、説明をお願いします。

○事務局（杉本） では、続きまして、お手元の32-1-1及び32-1-2の資料をごらんいただければと思います。前回の続きの適用の件でございます、前回の議論等々を踏まえ事務局で再度案文をつくり直しております。

まず32-1-1の資料でございますが、原則としましては、「ガイドライン案文」の1ポツにございますとおり、制定は4月1日ということで入れておりまして、施行については同年7月1日より施行、同日以降要請を受けたプロジェクトに適用する。この7月1日につきましては前回委員会で議論いただいたところです。

2ポツでは、「2010年6月30日以前に要請を受けたプロジェクトについては」ということで、この1ポツが当てはまらないプロジェクトについてどう扱うかということに記載しております。前回の事務局案ではここは旧ガイドラインということですのでまとめて記載する形にしておりましたが、複数のスキームがあり、それに関する複数のガイドラインがあるということで、ここはどのスキームについてどのガイドラインを使うのかということを示的に関連づけた方がいいという御意見もいただいておりますので、ちょっと長くなっておりますけれども、ここはそれぞれ記載するというで書かせていただいております。

この1ポツ、2ポツが大原則となっております、これをパターンということで視覚的

に示させていただいたものが32-1-2の資料になっております。

今の文言が実際どのように当てはまるのかということでございますが、まず1ポツの7月以降要請を受けたプロジェクトについて適用するというので参りますと、シンプルなパターンを示したパターンCですとかパターンEというものが該当しております。

パターンCの場合、協力準備調査も7月1日以降という形で書いておりますが、要請の星印、これを要請という形で示してございまして、要請を7月1日以降に受けて、環境レビューがそれ以降に行われるということで、本体事業は新ガイドラインで行う。協力準備調査についても7月1日以降ということで、新ガイドラインで行う。すべて新ガイドラインというケースでございます。

また、パターンEにつきましては、特に有償の場合には協力準備調査がない案件も幾つかございますので、これも要請が7月1日を過ぎるという大原則に基づいて、そのケースにおいては新ガイドラインを適用して環境レビューを実施する。大原則を当てはめたものがこの2つのパターンということで書いております。

また、2ポツ目の6月30日以前ということになりますと、パターンA、パターンDのようなケースが該当しております。

一番シンプルなものはパターンDになりまして、協力準備調査なしで要請が7月1日より前になされた場合、本体事業は現行ガイドラインに沿って環境レビューを行うということで書いております。これは、ここにも破線を入れておりますけれども、案件の形成として協力準備調査に相当する部分を相手国で準備するというので通常進めておりますので、要請のタイミングの前に相手国の中でそれなりの期間をかけて準備しているというプロセスがございまして、ですので、相手国はそれぞれに適用するガイドラインを踏まえていろいろと準備して、それなりに7月1日の前に要請を出してきているということで、ここは現行ガイドラインという形で記載しております。

また、パターンAも要請の時点としては6月30日以前ということになっておりますので、この場合協力準備調査が挟まっておりますが、これと本体をともに現行ガイドラインで対応するというのでパターン分けしております。

もう1つ、ここで残りますパターンBについての考え方、これが前回1つ議論になった点でございますが、これについての文案が、32-1-1の資料でポツの3つ目にあります「ただし」以下でございます。「ただし、2010年6月30日以前に相手国等との間でその実施につき合意した協力準備調査については、本ガイドラインを適用せず、各協力

事業の従来の手続に従う」ということで、協力準備調査の部分だけに限定した話として、例えば既に実施されている調査の場合にはこれをさかのぼって適用することはなかなか難しいところもございますので、調査自体は現在やっている手続で進めるということでございます。

ただ、大原則としては7月1日以降に要請がなされているのかどうかということですので、このパターンBのように調査が事前に開始されていたとしても要請が7月1日以降になされるという場合には、現行ガイドラインを踏まえた調査も活用し、必要があればJICAなり相手国で追加の調査なり検討なりを行った上で、本体事業の環境レビューは新ガイドラインで行うということ再度整理させていただきました。前回の案ですと、一たん協力準備調査が始まればそれを要請とみなして、本体事業もそのまま現行ガイドラインでという提案をさせていただいておりましたけれども、なるべく早く本体事業について新ガイドラインを適用する案件数をふやしていくという観点から、調査は調査、事業は事業ということで分けて整理する、あくまでも要請時点でもって切り分けるということで、パターンBのようなケースは、本体事業については新しいガイドラインで環境レビューを行います。ですので、最終的な仕上がりは新ガイドラインに基づいた確認を行い、それに基づき可否を判断いたしますと、そういった整理にしております。

ガイドラインの適用時期に関します事務局からの説明は以上でございます。

○原科座長 以上の御説明ですが、御質問はございますでしょうか。

実際にどのぐらいこういう新しいガイドライン——ちょうど経過的なところが一番問題ですね。そういう経過的なところで、例えばカテゴリAとか、特に配慮が必要なものが余り多いと困ると思うのですが、そんなに多くないと認識してよろしいでしょうか。

○事務局（杉本） そうですね。今、座長から御指摘いただいたのは、特にパターンAのようなケースでどうなのかということかと思えますけれども、例えば無償案件について考えますと、既に昨年の夏に実施されました要望調査で要請が出ている案件についてはパターンAに該当する。一方、次回、ことしの夏に実施される要望調査の案件については新ガイドライン適用ということになります。既に要請されて今後検討がなされていく案件の中で、カテゴリAということでは、無償ですと、今把握した範囲では2件、これも最終的な採択の可否はまだ検討中のものがありますので、そういう意味では最大2件ということですが、この程度の数であると把握しておりますので、それについては移行期間の間きちんと対応する。これに続きまして現行ガイドライン適用案件についての暫定的な措

置を説明させていただきますが、特に無償につきましては、ここで本体についてどのような対応をするかということを出し出させていたおいてありますので、それを含めてきちんと対応するということをおいてあります。

○原科座長 有償の方はどんな感じですか。

○事務局（杉本） 要請が無償・技協のように統一的なタイミングで出てこないということがありますので、なかなか7月1日まで見えないところではありますが、ただ、外交ベースで出てくるものでありますのでそんなに安易に出てくるものではないということから考えますと、これからいきなり急増するということは基本的にはないと思おいてあります。案件の準備が協力準備調査でなされるなり、もともと何か相手国で準備をした上で要請というのが通常です。

○原科座長 前回の議論で7月に前倒しにしたということは、来年は新ガイドラインが適用されるものがほとんどになるということをおいて、頑張って7月スタートにしたということですね。

○事務局（杉本） 7月スタートということでは、本日、適用の時期も含めて議論が収束いたしましたら、できるだけ早く相手国等に対して説明を行って、こういった事情があるのでしかるべき準備をしてほしいということ、いわばこの内容が固まった時点から6月30日までを移行期間のように使って周知を図っていきたくおいてあります。

○原科座長 満田委員の代理の福田さん、どうぞ。

○満田委員（代理：福田） メコン・ウォッチの福田です。本日は満田の代理ということで参加させていただきます。

パターンBの考え方について1点だけ確認させていただきたいのですが、パターンBにはまると、協力準備調査については現行のガイドラインでやるが、その本体については新ガイドラインが適用される。ということになると、結局協力準備調査の中では、手続的には現行のガイドラインを参考にしてやる一方、協力準備調査の中で形成すべきプロジェクトの中身については新ガイドラインに適合するようなプロジェクトを目指してやっていく。例えば、特に今回は住民移転計画を現地で公開しなければいけないとか、そういったことが出てきていると思うのですが、パターンBにはまるようなものであれば、協力準備調査の中でそういったことについても手当てをしながらやっていくということになるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（杉本） はい、そのようにおいてあります。

また、タイミングもいろいろとあって、例えば、極端な例ですが、今の段階でもう大体調査が終盤に来ている、ただ要請が7月1日以降というような場合には、過渡期ということもありますので、最終的に環境レビューをやってJICAの評価を行う前に、そういった追加的な措置についてある程度相手国に求めていくというようなことも生じるかもしれませんが、そこは環境レビューの前なりそのプロセスなりということで内容はきちんと担保して、いずれにせよ最終的な仕上がりは新ガイドラインに基づいて判断するというように対応していく所存です。

○原科座長 ほかにございますでしょうか。

では、ガイドライン案の案文もこれに従い用意されたということですね。

○事務局（杉本） はい。

○原科座長 ということで、案文を今確認しますか。後でやりますか。

○事務局（杉本） 今でも結構です。

○原科座長 では、このタイミングで案文を改めて確認いたします。

13ページをごらんください。左下、2.10「ガイドラインの適用と見直し」で、ちょっと文章は直しが必要ですが、直した形で御紹介ください。

○事務局（杉本） 基本的には32-1-1の資料をここに転記しておりますけれども、1つ抜けておりますのが、冒頭の部分になりますが、「本ガイドラインは、」の後に、「2010年4月1日に制定、同年7月1日より施行し」というのが資料32-1-1の案文ですので、この資料に沿いましてガイドラインの本文のその部分は訂正いたします。それ以下はこの資料をそのまま持ってきております。この1の色が薄くなり下線が引いてある部分については、この資料のとおりで確定できれば、それで確定させていただきたいと思っております。

○原科座長 お目通し願って、間違いはないと思いますけれども、ケアレスミスとかあったら直しますので、御確認ください。ちょっと時間を取りましょう。

○満田委員（代理：福田） 細かな話で若干気になっていたのですが、制定日がここに入るということなのですか。

○事務局（杉本） はい。

○満田委員（代理：福田） そうすると、4月1日というのがまず出てきて、7月1日というのが次に出てきて、その後に同日以降に要請を受けたというふうになると、「同日」がどちらを指しているかが、直前だろうと思うのですが、若干不明確になるかなという気

もいたしました。

○事務局（杉本） 「同日」はもちろん7月1日を指しておりますので、もし何か修正案等ございましたら、それに従って対応いたします。

○原科座長 「施行日以降」の方がいいかな。そうでしょうか。——では、今の部分は直すようにいたしましょう。

○事務局（杉本） では、「同日」につきましては「施行日」ということで言葉を置きかえさせていただきます。

○原科座長 よろしいでしょうか。

○堀田委員 1点確認させていただきたいのですが、この横長のパターン別になっている絵を見ながら、ちょっと教えていただきたいと思っているのですが、今回のガイドラインは、もともとの考え方からすると、これまでは、例えば今で言う協力準備調査に当たる技術協力の部分がJICAによって行われていて、有償の部分がJBICによって行われていて、別の主体であったというのが、今度1つの主体になったので、その連続性について大丈夫かどうかというのをいろいろ丁寧に確認したという作業を我々はやってきたわけです。それを踏まえて考えますと、ちょっと気になっているのがパターンDとかパターンEのようなものでして、点線のところには相手国準備と書いてあるのですが、これもいろいろなものがあるだろうと。余りパターンを分け過ぎるのもよくないとは思いますが、例えば相手国準備で全く独自に準備がされているものと、旧JICAによって準備がされていたようなものも含まれるのではないかと。旧JICAによって準備されていたようなものが仮にパターンDとかパターンEに入るとしますと、そこで行われた環境社会配慮の提言等々がきちんと守られているか確認する義務はだれにあるのだというようなことについて、新ガイドラインではそういうことについてそごがないようにいろいろとやってきたわけですが、パターンDですと本体事業は現行ガイドラインで、これは旧JBICのガイドラインになりますので、それでそういったそごは起きないのかなというところを確認していただければと思うのですが。

○事務局（天田） 今御指摘いただいたところでございますが、パターンDですね。EではなくてDのケースですね。

○堀田委員 Dです。

○事務局（天田） 御指摘のところはパターンEのときにはかなりクリアといいますか、分かれてはいるけれども新しいガイドラインの概念できちんとやってまいりますので、こ

こはまさに準備を行いましたものが、場合によるとより高い基準になっているかもしれない中で適用されていくというところがございます。

パターンDにつきましては、我々一緒になりまして、かつてJICAでつくった開発調査の報告書を今JICAの職員が同じ部の中で参考にして、ベースにした形で案件の審査を行うという形になってございますので、我々の中の手続からいきますと、当然これを踏まえた形でやっていく。ただ、その際に、基準といいますか、では最終的に何をどう判断するかというところでは、ガイドラインの中でどこまで求めるのが適当なのかというところで判断してまいりますので、内容的には決して開発調査のときにこういった環境社会配慮が必要だと考えられていたところがパターンDの場合だから落ちていくというようには考えてはいないのですけれども、今の先生の御指摘、ではそれはどう担保されるのか、今何か仕組みとしてありますかといわれますと、我々JICAとしてつくったフィージビリティスタディをベースにして、それを踏まえた形で環境レビューを行ってまいります。レビューを行っていくときには、ガイドラインは旧JBICのではありませんけれども、そこで求めていることはそんなに違わないと言ってしまうと、今回のあれは何だったのだというところはありますけれども、基本的にはガイドラインの中で旧のJICAのガイドラインで求めていたところとかつてのJBICのガイドラインで求めているところは、手続のところを除きますと大きく違ってないと思いますので、実質のところは担保されていると考えてございます。

○原科座長 いかがでしょうか。今の件はよろしいでしょうか。

いろいろなケース、思いがけないことが起こるかもしれないから、これはその都度また。1つのいい点は、助言委員会がありまして、これまでは審査会で、その両方の関係をどうするかはありますけれども、恐らく重なってやればそういう整合を図るような外部チェックがあると思いますので、そこで何とか対応していただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、案文は今のようなことで直していただいて、このようなことでガイドライン案ができたということになります。よろしいでしょうか。

そうしますと、いろいろなケースがございますので、その上で暫定的な措置がどうなるか。現行ガイドライン適用案件に関する取り扱いの御説明をいただきたいと思います。

○事務局（杉本） 続きまして、32-1-1の資料の2「暫定的な措置」の内容につきまして説明させていただきます。

前回の委員会で、新ガイドライン適用案件はともかくとして、現行ガイドライン適用案件、特に J I C A に本体が移管された無償案件についてどのように取り組んでいくのか、それを J I C A として示すべしという御意見を頂いておりましたので、その点を中心に検討を行った結果でございます。

この件につきましては、J J 統合直前の 17 回の委員会で簡単な方針については事務局から説明させていただいておりましたけれども、無償についてその内容を今回追加で検討していくということで記載させていただいております。無償にとどまらず、ほかのスキームにつきましてもここで改めて記載しておりますので、上から順番に説明させていただきます。

まず(1)ということで有償資金協力ですが、これは資料 17 と基本的には同じでございます、トータルの F/S、案件を一からつくっていくような大規模な開発の協力準備調査につきましては環境社会配慮助言委員会の助言を求めるということで、これは現在既に対応済みの事項でございます。2 つ目の事項、環境レビュー、モニタリング段階については、引き続き J B I C ガイドラインを適用するという。これも現在やっておりますので、この 2 つは 17 回委員会で説明させていただいた事項をそのままここに記載しております。

続きまして(2)で無償資金協力、これは本体まで含めてということ想定した箇所でございますが、まず大原則としましては、現行 J I C A ガイドラインを参考として協力準備調査を実施するというのがございまして、その上で、2010 年 7 月以降に環境レビューを実施するプロジェクトは以下のように対応するという追加のアクションを書かせていただいております。

まずア) ということで、関係資料の入手ですとか情報公開についてですが、「カテゴリ A のプロジェクトについては、J I C A は相手国等から、プロジェクトに関する環境アセスメント報告書の提出を受ける大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転に係る基本計画等の提出を受ける」、これは暫定措置として現行ガイドラインの適用案件についてはやっていきますということで書いております。この記載につきましてはこれ以下もほとんどの箇所がそうになっておりますが、現行の J B I C ガイドラインの趣旨を踏まえて、基本的にはそれと同等ということで記載しております。

また、そのようなカテゴリ A のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書ですとかそれに関する許認可証明書の入手状況をウェブサイト上に掲載し、アセスメント報

告書を速やかに公開する。これも基本的には現行 J B I C ガイドラインから持ってきております。

イ) の環境レビューについては、J I C A は現行 J I C A ガイドラインを参考にして環境レビューを行うということ。これに加えて、特にカテゴリ A については、現行 J B I C ガイドラインと同じく、環境アセスメント報告書の提出を受けた後に環境レビューを行うということで、こういった手続が済まないうちに走っていくということはありませんということをご記載しております。

ウ) のモニタリングにつきましては、1 ポツにありますように、J I C A としてはプロジェクト実施段階においてモニタリング結果の確認を行うということをご記載しております。また、その期間中に配慮が十分でないというような指摘がありました場合には、それを相手国等に伝達するとともに、必要に応じて適切な対応を促す。これも J B I C ガイドラインに記載のある事項を取り込んでおります。

その次の項ですけれども、これも考え方は J B I C ガイドラインにある事項ですが、G / A を結んでいる案件につきましては、J I C A の改善要求にもかかわらず相手国等の対応が不相当というケースにおいては、J I C A は資金供与の停止等の措置を検討することがあるということを書いております。

以上、ア)、イ)、ウ) につきまして、特に無償の本体を想定して、どのようなルールに基づいて J I C A が今後対応していくかということをご案としてご出ささせていただいております。

(3)、(4) につきましては、それぞれ開発計画調査型技術協力、技プロのケース及び、引き続き本体を外務省の方で実施される無償資金協力の事前の調査のみを J I C A が担当する場合ということで書いております。技術協力の場合には引き続き J I C A ガイドラインを適用すること、無償の調査のみを行う場合には J I C A ガイドラインを参考として行うということをごそれぞれ書いております。

また、(5) 「共通」ですが、この内容といたしましては、実際に協力準備調査を実施する際に、新ガイドラインでは、J I C A が実施を決定する前にプロジェクトのカテゴリ分類結果、これは事業概要等を含む情報ですけれども、それをウェブサイトで情報公開するといった規定を設けております。この点につきましては基本的には J I C A の内部の努力で措置としては講じていけるだろうという判断をいたしまして、現行ガイドラインの適用案件であっても、実際に情報公開のウェブサイト等のインフラの整う 2010 年 7 月以

降については、新ガイドラインの適用案件にとどまらず、現行ガイドラインの適用案件についてもこの措置を講じて、できるだけ早い情報公開をしていこうということで、この点はある意味現行J B I Cガイドラインからは踏み込んだ形で記載しております。

○原科座長 7月以降はすべてということですね。

○事務局（杉本） はい、そうです。

○原科座長 それから、（2）の無償資金協力の場合は、「J I C Aは貸付実行」という表現ではなくて、どういう表現になりますか。「資金供与」ですか。「提供」ですか。こういうときはどう言うのですか。

○事務局（天田） 「贈与の提供」になります。

○原科座長 では、それで修正した上で御議論ください。

今の御説明で御質問ございますでしょうか。

○満田委員（代理：福田） 質問が何点かあるのですが、まず1点目として、現在暫定的な措置ということで、ここで御説明いただいていない内容なのですが、協力準備調査の報告書の公開のタイミングというのは今どうなっているのかという点についても関心があるので、その点についても御説明いただければありがたいなと思います。

2点目ですが、無償資金協力に関する暫定的な措置として、この紙をそのまま見ると、2010年6月まではJ I C Aのガイドラインを参考としてやる、7月以降は以下のようにやりますという仕切りになっています。その7月以降にやりますというような頭書きで書いていらっしゃるア)、イ)、ウ)の内容を見ていくと、例えば環境アセスメント報告書の公開のように、確かにあるタイミングでエイヤツと決めなくては、このタイミングからじゃないと難しいですという内容のものもあるかと思うのですが、一方で、環境レビューだとか、あるいはモニタリングの項目というのは、ある意味今でも同じようなことをやっているのではないかというような印象もなくはないのです。7月以降じゃないと本当にできない内容なのかというところをもう少し御説明いただければありがたいかなと思います。何で7月以降じゃないとこういうことができないのか、あるいは今やっていないのであればどうしてやっていないのだろうというところをもうちょっと御説明いただければなと思いました。

3点目ですが、環境レビューの後に、J B I Cのガイドラインだと環境レビュー結果の公開を行っているかと思うのですが、それに相当する無償資金協力における措置というのは行われぬのかということをお伺いしたいと思います。

以上3点、お願いします。

○事務局（天田） 1点目の協力準備調査報告書の公開のタイミングでございますけれども、協力準備調査ということで、平成20年の10月以降、新しいJICAで、それまでの開発調査ですとか、あるいはJBICでやっておりましたSAPROFですとか、こういったものを衣がえした形の、JICAの協力事業の準備をする調査ということで一本化してきてございます。その中で、調査の報告書の公開につきましても順次、これは先方の了解を取りつけて実際に公開してきておりますので、最初に調査を開始するときに、こういった形で調査を行って最終的に報告書の公開を行いますということで先方の了解を取りつけて、でき上がったものを今度は公開していく、こういう順序立てでやってきてございます。現時点におきましては、それぞれ協力準備調査が終わりまして実際に案件の合意文書の締結が終わった後に報告書の公開というところをやらせていただいております。今回のガイドラインの改訂の中で、そういった報告書につきましてもぜひ環境レビューの前に公開して、それを踏まえた形で外からの御意見とかがあれば何うようにというところで、議論の結果そういう形になってございますので、新しいガイドラインの中で、協力準備調査報告書の公開を受けて、その後環境レビューを行うという形になってございますが、この暫定期間中は、環境レビュー等につきましても旧ガイドラインを適用するところにつきましても、先方政府等の了解の取りつけ、あるいは私どもがコンサルタントさんをお願いしております報告書の作成のタイミング、報告書の様式、こういったところ等もございまして、従来どおり、すべて終わったところで公開という形にさせていただきたいと考えてございます。

○事務局（杉本） 御質問いただいた点の2点目以降ですけれども、暫定措置の中で、特に環境レビュー、モニタリングについて7月以降ということでやっている点ですが、JJ統合して本体がJICAに移管された後、確かに内部でもこれをどのようにやっていくのかということも議論してきておまして、今の取り組みとしまして、タイミングとしては、協力準備調査がほぼ終わってドラフトができ、特に無償の場合はこれを相手国に説明するという、詳しい方にとってはDBDというタイミングで、調査結果の内容、環境社会配慮に関する事項をいま一度相手と確認し合ってミニッツに落とす、さらに必要があれば、例えばJBICガイドラインの中に参考資料としてついているチェックリストのようなものを使って具体的に確認し合う、そういったいろいろなことを順次相手と協議しつつ取り組んでいるという途中段階にあります。一方、モニタリングについても同じような状況でし

て、要は、モニタリングをやるということでは、だれがどのように行うのかということ及び何をモニタリングするのかという点が重要な事項としてあると思いますが、これを同じタイミングで相手とJICA側の約束ということで話し合い、協議録に落とし、必要によっては、こんな形でこんな項目を報告するというようなものをお互いに話し合う。環境レビュー及びモニタリングについては、こういうことを今まさに、たくさん国がありますので、それぞれ検討・協議しながら進めて取り組んでいるところでもあります。そういった形で大体状況は見えつつあるところでもありますので、その状況を再度整理しまして、新しいガイドラインが適用されるのと同じタイミング、ある意味切りがいいというところもありまして、そういう時点からこのようにきちっと対応するというのでやらせていただければということでこの日程で出させていただきます。あとは、いろいろなタイミングが暫定措置の中でありまして、JICA内部はともかく、相手側との関係で混乱を来すようなこともあり得るかなということも若干心配したところがありまして、そこで1つわかりやすい時点ということで、新ガイドライン適用の7月というのを出させていただきます。

3番目の無償資金協力に関するレビュー結果の公開ということでは、現在JICAのホームページの中で、正確には追って報告しますが、調査結果の概要、サマリーのような形で情報を出させていただきますので、それについては引き続き現行の内容を継続していくということで、レビュー結果の公開については対応していきたいと思います。ただ、これは2点目とも関連いたしますが、こういったやり方で環境レビューを位置づけて内容を担保していくかということが充実されていけば、その結果の公開の内容についても充実が図れる可能性があるかと思っておりますので、そこは引き続き内容の充実に向けて努めていきたいと思っています。

以上です。

○満田委員（代理：福田） まず確認ですが、最後の点、今何を公開していらっしゃるとおっしゃいましたか。今、調査結果の概要というおっしゃり方をしたかと思うのですが、それで正しいですか。レビュー結果と調査の話はまたちょっと違うと思うのですが、現行はどのようなものを公開していらっしゃるのでしょうか。

○事務局（杉本） 調査結果の概要で間違いはないはずですが、念のため再度確認させていただきます。よろしいでしょうか。

○満田委員（代理：福田） ということは、位置づけとしては、環境レビューの結果につ

いて記載されているというよりは、その前提として行われた、基本設計だったら基本設計を行った協力準備調査の内容について説明されている文書であるという理解でよろしいですか。調査結果というのと、それから環境レビューというのはあくまで審査の結果だと思うので、そこが若干、話がかみ合っていないかなと思ったのですけれども。

○原科座長 今回の御説明だと、環境レビューの結果自体は公表しないということになりますか。

○事務局（天田） 申しわけございません。この点は急ぎ確認させていただきまして、すぐ御報告させていただこうと思いますので、別の点の御議論をいただければと思います。

○原科座長 では、今の件はそういうことでよろしいですか。

では、もう1点、どうぞ。

○満田委員（代理：福田） もう1点、協力準備調査の報告書の話をしようと思ったら、天田さんがどこかにいらっしゃってしまうという……。

○原科座長 では、ちょっと確認に行ってください。

○満田委員（代理：福田） 戻ってからの方がよろしいですかね。

○原科座長 2度しゃべってもいいから、1回言っていただいて。どういうことですか。

○満田委員（代理：福田） 協力準備調査報告書の公開のタイミングについて、先ほどの御説明ですと、現在の取り扱いとしては、合意文書が締結された後に公開することになっているということでした。私、正直言ってそれはいかななものかと思っています。協力準備調査の中でさまざまな環境社会配慮をやられたにもかかわらず、その情報が一般に公開されないままに審査が行われ、意思決定がなされ、その後に私たちがその内容を見るようになるというのは、そもそも協力準備調査は案件をつくるためにやっているという性質から言っても、そもそもそのためのお金として税金が使われているということから言っても、非常におかしいのではないかと思います。

どういうときに出すのかというのは今の話ではよくわからなかったのですが、一律そういうことが行われるということになると、例えば、協力準備調査としてF/Sが行われる、その後基本設計調査が行われるということがあったときに、F/Sの報告書も最後まで出ないのですかというのもよくわからないというのがあります。

それから、現行のJICAのガイドラインでは、開発調査としてのフィージビリティスタディであろうが、無償資金協力の事前の調査としての基本設計調査であろうが、完成後速やかに公開するというようになっていて、入札に関連する情報をどこまで出すのかとい

う話は別の議論があるところではありますが、少なくとも環境社会配慮に関する部分については完成後速やかに公開されていて、合意文書の締結までその公開を行わないということは現行のJICAのガイドラインでは想定されていないということを考えると、もともとのJICAのガイドラインより今の協力準備調査の取り扱いが後退しているのではないかと思います。いただいた説明ですと、ここにはJICAの環境社会配慮ガイドラインを参考として協力準備調査を実施すると文言上は書かれているのですが、実際のその公開の取り扱いを今伺ったところでは、要するにこれを参考としてやっていない、ここに書かれていることよりも随分おくれた公開を今はなさっているというように考えます。それは公開のタイミングとして随分おくれた対応ではないかなと私は思います。

○原科座長 今御説明なったような遅いタイミングでみんなやっているということですか。あるいは場合によってはそうでもないことがあるわけですか。事実関係はどのようになっていますでしょうか。確かに事前に公開しないと意味がないというのはおっしゃるとおりですね。終わってからではね。

○事務局（杉本） ファクトの件は天田が戻りましてから。

ただ、今のようなことも踏まえて、新しいガイドラインではカテゴリAについては必ず環境レビュー前に出していくということにはしていますので。そのところの重要性もあって、なるべく早く新しいガイドラインでの審査ということで、協力準備調査はともかく、要請が7月1日を過ぎたら本体は新しいガイドラインで見っていくということでやっていければということは考えていた次第です。

○満田委員（代理：福田） 新しいガイドラインの施行時期が比較的早い段階で設定されているというのはすばらしいことだと思うのですが、一方、昔のJICAのガイドラインでできていた、新しいガイドラインでもやる、しかし10月1日以降、新JICAの設置後、協力準備調査としてやられてきた穴に入ってしまったものについては後退した状態だというのは筋が通らないのではないかと思います。

○原科座長 そこを何か工夫しておかないとだめですね。確かにそれはそうです。その辺はどうなりますでしょうか。

○事務局（杉本） 確認だけなのですが、JICAの、特に開発調査において事前に公開されているというのは、もちろん調査が終わった段階でその調査報告書の完成版は公開されていますけれども、例えば現地でコンサルテーションをやるなりということで、その関連部分が公開されているという趣旨でおっしゃっておられるのでしょうか。

○満田委員（代理：福田） 昔の仕組みについては、どの段階で何を公開するというのがいろいろ細かく規定されているので、その辺のディテールに入ってしまうと話がややこしくなってしまうので。ひとまず私が今ここで提起したかったのは、最終的な報告書の公開のタイミングということです。

○原科座長 さっきの福田さんの質問に対して回答しなければいけないというので調べに行ったのですけれども。「調査結果概要」というのが環境レビュー結果であるかないか。

○満田委員（代理：福田） 天田さんが戻っていらっしゃらないと。

○原科座長 では、この件はペンディングにしまして、ほかに何かございましたら、それをお聞きしておきたいと思います。

○大村委員 事実関係の確認なのですが、2の「暫定的な措置」というのは現行ガイドライン適用案件に関する取り扱いということでしょうけれども、そうすると、(5)の「共通」も現行ガイドラインの適用案件ということですね。そうしますと、先ほどのチャートで言いますと、協力準備調査があるやつですから、パターンAかパターンBのものでいいですね。私、そこで少しわからなくなったのですが、パターンAもパターンBも、協力準備調査の実施合意は7月1日以前ですね。それで7月1日以降、JICAは協力準備調査の実施決定前に何か情報公開するということが実際成立するのか、私、チャートを見比べてよくわからなくなってしまうのですが、そこはいかがでしょうか。

○原科座長 今の御質問に対していかがでしょうか。実施決定前に公開するということと、実施の合意、タイミングの問題かな。

○事務局（杉本） 今御質問いただいた点については、協力準備調査が実施されるタイミングとしまして、7月1日以降に実施される、そこまですれ込んでしまうものについては、協力準備調査実施の頭の段階でやっています情報公開を新ガイドラインのレベルでやっついこうということ考えているという趣旨でございます。ですので、このパターンで近いものでいきますと、パターンCのような形で、要請が6月30日より前に出ている、ただし実際の調査が7月1日より後になったものについては、協力準備調査実施の頭の段階でカテゴリ分類、事業概要といったものを公開しようということで書かせていただきました。

○大村委員 そうしますと、これは2010年7月1日以降協力準備調査が実施されるものについてはということですかね。協力準備調査実施合意が7月1日以前であっても、実際に調査が7月1日以降に始まるものについてはカテゴリ分類を書く。

○事務局（杉本） はい。

○原科座長 もうちょっと右へ寄せればよかったのかな。短いからね。実施はもっと前というイメージで。この絵で見ると。今の話だと、そういう感じですね。協力準備調査の合意の後に実施があるという流れで今御説明があったのですが。合意はあったけれども実施が7月1日以降だったら公開するということですね。

○大村委員 パターンAとパターンBの図を見ていると、協力準備調査実施合意が6月30日以前だと。これについて今議論しているわけですね。今の話だと、実施合意が6月30日以前であっても、実際の協力準備調査の着手といいますか実施が7月1日以降のものについてはカテゴリ分類を出しますよという趣旨なのではないかというのが私の質問です。もしそうだとすれば、そのように書き直した方がわかりやすいかなと。

○原科座長 だから、実施合意の後に実施決定だという概念で今御説明になったんじゃないのですか。でも、合意と実施決定は一緒だという見方もあるからあれだと思ったのだと思います。

○中山委員 合意というのは●なんじゃないですか。それでこの矢印の間実施しているのでしょうか。だから、●の時点で合意するという意味ですね。時点ということの意味になるのですね。

○原科座長 実施決定というと合意と一緒と思います。

○中山委員 矢印の最後のところで合意したということですか。

○原科座長 いや、合意は左の●です。

○中山委員 ●のところで合意しているのですね。ですから、もう実施決定しているのですね。

○事務局（天田） まず合意と決定のタイミングを明確にした方がよろしいかと思いますので。

ここはすき間というか、決定というのを、だからここに書いていなかったと思うのですが、絵上は実施合意というところが●になっていて、そこからそのまま調査になっております。それで、「共通」で申し上げております実施決定のタイミングと、1のただし書きの「6月30日以前に相手国等との間でその実施につき合意した」というところのタイミングで参りますと、実態的には、実施決定を行う前に先方に受け入れる意思があることはある程度確認しつつ、ここで申し上げております実施の最終的な合意という意味では、実施を決定して調査団を派遣するということを決めた後に、本当にこれでいきますよ、これで調査をしますよというところで先方に最終的な合意をいただくというプロセス

を考えていますので、タイミングの流れといたしましては、ここで言っているところの決定と合意というのは、決定が前で、合意が後になってまいります。

○原科座長 決定が前ですか。

○事務局（天田） はい。

○大村委員 決定が前だとして、7月1日以降に決定があるようなものは新ガイドラインの適用ですよ。

○事務局（天田） そうです。多分それ以外のものはないと思います。

○大村委員 そうすると、2の（5）という表現は適切ではなくて、これは3にしたらいかがでしょうか。2というのは、そもそも現行ガイドライン適用案件ということですよ。

○原科座長 2の（5）は暫定措置のことを言っているのだと思います。だから「共通」というのがある。

○満田委員（代理：福田） この（5）というのは要請がもう出てしまっているパターンのお話をしているのですよね。

○事務局（杉本） そうです。この（5）も含めて、2のケースではもう既に要請が出ている状況で、したがってガイドラインの案文のまさに2のところでは既に要請を受けたということで、まず旧ガイドライン適用が決まっているという大前提がありまして、その上で、ではそれらの案件についてどうするかということです。

○原科座長 でも、決定が先だったら、今のだと全然該当しなくなってしまう。

○満田委員（代理：福田） 大村さんの御質問にダイレクトに答えるのは、要するに、パターンCだけれども要請は7月1日より前に出てしまっているというものを想定すればこの（5）にはまってくることになるということだと思っております。要請は7月1日なので、協力準備調査についても、本体事業についても、いずれにせよ現行ガイドラインが適用される。しかし、協力準備調査実施合意が7月1日以降になるものについてはこのように情報公開しますよということが書かれているのが（5）だというのが私の理解なのですが。

○事務局（杉本） まさにそういう理解で、こちらの意図は、今、福田委員代理から説明いただいた内容です。

○大村委員 そうすると、この図をもう1パターン加えていただいた方がわかりやすいのかなと。要請が7月1日以前で、実施調査が7月1日以降というパターンがあるということですね。わかりました。

○事務局（天田） 先ほどの無償資金協力につきましての現状でのレビュー結果の公開と

いうところでございますけれども、実は既にホームページに出ているのですが、現時点におきましては先ほど杉本から申し上げましたように調査結果が公開されてきてございます。それで、私ども、20年10月以降、新たに無償資金協力で環境レビュー、まさにJICAが実施するというところで取り組んできてございます。現在ホームページ上はアンダーコンストラクションになっているのですが、無償資金協力の事前評価の評価結果を急ぎ公開するべく今準備をしてございまして、近々この結果が公開されるようになってまいります。これは7月を待たずに、準備が整ったところで速やかに公開してまいりますので、そのタイミングにおきまして、環境レビューの結果の概要でございますけれども、こちらは公開されていくというようなことになってまいります。

それから、協力準備調査報告書の公開のタイミングの御質問があったと思うのですが、ここにつきましては、現在でございますけれども、基本的にJICAがずっと準備の調査を行って、案件としては2010年以降JICAが本体もやることになってまいりました無償資金協力と、それから、開発調査という形でJICAが調査をやって、これとは別に改めてそういったものも踏まえて環境レビューを行って円借款を供与してきたプロセスと、2つ若干異なるところがございまして、分けて御説明させていただきます。

無償資金協力の方につきましては、今で言いますところの協力準備調査、無償の準備の調査ですね、こちらが終わりましたできるだけ速やかに公開しようとしているのですが、現実的なタイミングといたしましては、環境レビューが終わりました、閣議とかが終わって、G/Aを結ぶか結ばないかというようなタイミングで公開させていただいております。ここは、新ガイドラインにおきまして、このタイミングを早める、できるだけ早くやって環境レビューの前に情報の公開をするということに取り組んでいくということになってございます。

有償資金協力の方でございますけれども、こちらは従来JICAで開発調査をやって、この報告書の公開のタイミングと、円借款の供与を行っていくタイミングと、ここは必ずしもどちらが前というような形にはなってございませんでした。これが、今JICAになりまして、かつて開発調査としてやってきた案件、先ほど堀田先生からも御指摘いただきましたけれども、こういったものも回ってございまして、JICAになってから協力準備調査ということで始めている案件とか、いろいろな形がございまして、これにつきましては現在でき上がって、通常ですと、L/Aを結んだような、合意文書の後ぐらいのタイミングで公開されてきているのですが、これも同じく新ガイドラインにおきまして環境

レビューの前に情報の公開を行うというところで、一歩前に出るような形で情報の公開を進めていくということを想定しているものになってございます。

以上でお答えになっていますでしょうか。

○原科座長 ちょっとうなるところがありますけれども、どうですか。

○満田委員（代理：福田） 事実関係に関する問題として、一番最初の天田さんの御説明では、合意文書締結後に公開するというお話だったのですが、今の話だとその辺がわやわやとなっていて、例えば無償資金協力については事実としてG/A締結の前後ぐらいで公開されているというお話だったかと思うのですが、それは特段ルールがあってそうしているわけではないということなのではないでしょうか。というのは、最初の御説明では、相手国への説明の関係、コンサルタントさんの仕事の関係ということもあるのでこういうタイミングでやっているのですという御説明だったので、それが1つの決まったスタンダードと申しましようか、プロシージャ―と申しましようか、その中でG/A後に公開するということが決まっているのかなというようにお伺いしたのですが、今の御説明だと、ただ単に作業の都合上そうなってしまうという御説明で、どちらが御説明としては正しいのですか。

○事務局（天田） 申しわけございません。私の申し上げ方が不正確だったところがあるかと思うのですけれども、現状、相手国との関係というところでは、我々JICAとしての検討を終えて、通常のタイミングとして、政府として閣議を終えてE/Nを結んでいただいた後に公開となっておりますので、JICAを通じて日本政府がこれを無償供与するというのが先方政府にも明らかになったタイミングで公開する形になってございまして、その手順に応じてコンサルタントさんの作業も進めていただいている形になってございませぬ。

それから、先ほど申し上げました合意文書のタイミングというのはちょっと不正確だったところがございまして、そこは失礼いたしました。

○満田委員（代理：福田） ということは、結局のところ環境レビューが終わるまでは協力準備調査の報告書は公開されないということになるわけですから、やはり情報公開のタイミングとしては非常に遅いのではないかと思います。

先ほど天田さんが外に出ていらっしやったときに何点か申し上げたのですが、現行のJICAのガイドラインでは基本設計調査報告書は完成後速やかに公開するというものになっていて、どのタイミングまで公開できないというのはなかったという中で、今、環境レ

ビューが終わるまで環境社会配慮に関する部分が含まれる可能性がある協力準備調査報告書が公開されないというのはおかしいのではないかと。現行のJICAのガイドラインよりも後退しているし、新しいガイドラインとも違うし、なぜかその谷間にあるものだけが公開のタイミングがおくれてしまっているのではないかと私としては思っているところです。

○事務局（天田） その点も私の御説明の仕方が不十分だったところがあるのだと思います。従来のJICAのガイドラインの中でやってきましたプロセスを変えているものではないかと、その中で私どもが、今JICAでやっております無償の協力準備調査の報告書の普通に速やかに公開をということでやっておりますところのタイミングを先ほど申し上げましたプロセスの中に入れていきますと、まさに政府に御報告し、閣議決定がされ、無償のE/Nが結ばれる、こういった後のタイミングに大体なっているところでございます。

○JICA（植嶋） 企画部の植嶋です。

基本的には天田が申し上げたとおりなのではございますけれども、福田さんの御理解は、この狭間に入っている期間は従来のJICAのガイドラインに基づく報告書の公開よりも遅くなっている、悪くなっているというお話ですよね。そういうことは一切ないと思います。その遅くなっているという根拠は何なのでしょう。

あと、報告書という完成した形での公開というのは、調査が終わって、製本して、しかも政府の決定が終わり、E/Nが結ばれた後という形に従来もなっていますし、今も変わらないのですけれども、その前に、環境カテゴリAの案件については、審査会にD/B/D、いわゆる最後のドラフト説明に行く前に報告書の案という形ですべて報告しているのです。それはウェブにも全部掲載されますから、実質的にはその案の段階で公開されているのが従来の手続ですし、この狭間の期間もそれを変えているわけではないということです。

○満田委員（代理：福田） それは私も確認してみないとわからないのですが、B/Dの最終版をE/Nが終わるまで入れないという運用がなされてきたという覚えはないので、その点は私の方も確認してみます。

あと、ドラフトが審査会にかかっているということは私も存じておりますが、これがウェブサイトで公開されているというのは私も今初めて聞いたのです。審査会にかかっているものでも、その審査会の資料はウェブサイトには公開されていないと私は理解している

のですが。これは基本的には審査会の委員の方々には配付されていると思うのですが、必ずしも一般に公開されているというステータスのものではないというのが私の理解だったのですが、違いますか。

○JICA（植嶋） 済みません、私も審査会の資料は基本的にすべて情報公開されていると理解していたので、ドラフトのレポートについても資料として委員に配付される限りにおいては公開されていると理解していたのですが、ちょっと確認させていただきたいと思います。審査部、わかりますか。

○事務局（杉本） ウェブでの公開ということでは、その日のアジェンダと、逐語の議事録をとっていますので、それは公開していますが、そこでのドラフトの報告書の資料は委員に検討のために配付させていただいていますけれども、ある意味その限定配付、限定情報公開といいたいでしょうか、そういった形で……

○原科座長 委員限りですね。

○事務局（杉本） はい。

○原科座長 ウェブに載らないということですね。

○事務局（杉本） ウェブには載せてはいないです。

○JICA（植嶋） 済みませんでした。

○原科座長 ということは、公開されていないということですね。

○事務局（杉本） ただ、それに基づいてどういった議論がなされたかということはすべて……

○原科座長 委員限りという意味合いは幾つかあると思うのですが、公開しにくいということと、分量が多いし、扱いがややこしいところもありますからね。だから、そういう分量の問題だけであればウェブに出していただいてもいいのではないですか。

○事務局（杉本） 積算とか入っているものも……

○事務局（天田） ありますよね。

○原科座長 だから、公開しにくいものは外して出すとか。何しろ情報公開をもっと進めないとうまくないような感じを受けますが。今のを伺っていると。委員限りということは、傍聴者も知らないということになりますね。傍聴者はもらえるのですか。

○事務局（杉本） もらえません。

○原科座長 ということは議論の中身はわからないですね。詳細について。その辺は何か工夫いただいた方がいいかな。

○事務局（杉本） ファクトとしましては、通常、審査会では、報告書そのもの、これは大体このぐらいの分量があるものと、あとは当日の説明資料ということでそのサマリーをつくっていきまして、その資料は委員の方及び当日一般参加された方に配付していますので、エッセンスは何かということはそので見ただけ。それで報告書自体は委員の方のみに送付されている。そういった状況になっております。

○原科座長 これは事実関係を確認した上で議論しないといけない部分があるように思いますので、この件に関しては、きょうはここまでにしましょうか。よろしいですか。

○JICA（岡崎） それで構いませんが、福田さんも御理解いただいているとおり、これは暫定期間中の数カ月の部分の取り扱いの議論ですよ。

○満田委員（代理：福田） 数カ月ではない。

○JICA（岡崎） でも、7月1日以降、新しいガイドラインの適用案件はすべて新しいガイドラインにのっとなって行われるわけですから……

○満田委員（代理：福田） 20年10月～22年6月までの話なので、この数カ月のお話ということではないかと思うのですが。

○JICA（岡崎） 2010年7月1日以降の案件はすべて新しいガイドラインにのっとなって行われますし、そのガイドラインでの取り扱いについては情報公開の範囲も広がることについての御理解もいただいていると。この委員会でそのガイドラインの内容についての御議論を進めてきているわけですが、6月30日以前の新ガイドライン適用が始まる前の取り扱いをどうするかということでの確認ですよ。

○満田委員（代理：福田） そのとおりです。

○JICA（岡崎） ですから、今は旧JBICのガイドラインと旧JICAのガイドラインが併存している状況の中で、これまで暫定的な措置に御理解をいただきながらもやっけてきているところで、若干、例えば今の審査会での情報公開の範囲が、我々は全部議論を公開していますし、ウェブサイトで議事録も公開していますから、すべて情報公開しているのだらうと思っていたのですが、実際には配られている資料がウェブサイトに載ってなかったとか、ただそこに来ていただければだれでも見られるようになっていたということもありますので、暫定的な期間の取り扱いについてはこの辺を整理して申し上げたいと思います。

いずれにしても、我々の意図として、新しいガイドラインになって範囲が広がることは大変だから、6月30日までのところを使ってなるべくそこまでに片づけてしまおうとか、

そういう意図は全くございません。我々も人間ですから、頭の中で幾つものガイドラインが並行して動いていて、この案件はどのガイドラインを適用するんだなんていうことはなるべくやりたくないのです。基本的には新しいガイドラインでやりたい。新しいガイドラインであれば情報公開の範囲も広がっていますし、取り扱いについても整理されていますから、7月1日以降、なるべくその適用でやっていきたい。6月30日までのところで、これは今いろいろ議論していますし、我々の方も併存しているガイドラインの取り扱いと実態面での取り扱いについて関係者の理解にやや違いがあったりして御迷惑をおかけしてしまっているのですが、その部分は整理して御報告させていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、申し上げたいのは、そういったことがあるので大半の案件はなるべく新しいガイドラインでやっていきたい。そのところは御理解いただきたいと思えます。

○事務局（天田） やや不正確な御説明等がありまして、もしかしたら誤解なり不快な思いをさせたところがあるかと思えますけれども、いずれにしましても、それまでの間に何か後退するということは私ども全く考えていないし、今までもやってきたとは思っておりませんので、より正確な形での、座長からも確認の上ということでございましたので、そこは確認の上御報告させていただきます。

○原科座長 そうしてください。

○事務局（河添） ここで御説明に窮してしまったところは、やっていることは昔のプロシージャーと変わりません。要するに協力準備調査という名前をかりて、昔の調査でやっていたところの、一番最初は予備調査、そして基本設計調査、そして詳細設計調査というプロシージャー自体は全く変わっていないのです。ただ、協力準備調査という言葉を使ってそれを一まとまりにしたところで、どの段階でどのまとまりを報告するようにしているのかというのがちょっとあやふやになってしまっているところも確かにあると思うのです。ですので、そのタイミングはもう一回こちらで確認させていただいた上で御報告させていただくということで。要するに同じことをやっているのです、同じような情報が集まっています、しかるべきタイミングにまとめて報告しているということなのですけれども、どういうまとまりでやっているかということがちょっとあやふやになってしまっているところがあるので、申しわけないですけれども、一回事実確認をしてから御報告させていただきたいと思えます。済みません。

○原科座長 では、そうしましょう。

○満田委員（代理：福田） 岡崎さんのおっしゃるとおり、あくまで暫定的な措置についてというお話で、7月1日以降はこういう形で議論したものできっちりやっ払いこうというお話の前提であるということは、それはそれで私も十分に理解した上でお話しさせていただいていると思います。ただ、例えば実際に、既に今この段階で審査に入っているものについて協力準備調査が動いていて、どうやら内容はほぼまとまっているのだけれども、報告書を見せてくださいと言うとまだできていませんというような中で、私たちが具体的にその事業について何か物を言いたいときに、しかし物を言うための基礎となる資料はなく、ふと気がついたらE/Nが結ばれているかもしれないという緊張感の中で我々外部の者としては仕事をしなければいけないというところからお話しさせていただいている話なので、そこは御理解いただけるのではないかと考えています。

○JICA（岡崎） そこは我々も全く共有しています。要するに、従来、例えばJICAが開発調査をやって終わりましたと。それが円借款の案件だったとしても、円借款はJBICがやっていたから、JBICから見ると、JICAの開発調査が終わったことは知っていても、その情報公開がいつになったとか、印刷がいつ配られたとかというのは、確認する人もいれば、確認しない人もいるし、それは別な組織がやっていることだからと。これは無償資金協力についても、JICAが調査しても、その後、本体は外務省がやっていたから、結果的にはさっき天田が言ったようなことが起きてしまっていたわけです。要するに、プロシージャラーとしてはどんどん進んでいっている、一方でJICAがやった調査の報告書がセットされたタイミングが直前になってしまっていた。しかし、外務省が本体を検討するためには当然JICAがやった調査を参考にしていたはずで。そういうことを今度は新しいJICAとして1つの組織でやるので、それは全部手順を追って進んでいきますよと。それを新しいガイドラインで定めているわけです。ですから、協力準備調査をやった結果も公開し、かつ助言委員会の検討に付しているわけですから、そこでまた御議論をいただくということになりますので、福田さんと私でこの議論は別に対立しているわけではなくて、問題意識は全く共有していて、実施機関が違ったがために結果として不透明な部分があったり、今この瞬間に理解したことが物として理解できなかったことが往々にしてあったということだと思っております。それを新しいガイドラインでは、新JICAとして1つの機関でやっていきますから、すべて手続的にはステップ・バイ・ステップで進んでいく、それを文章としても明らかにしているというのは御理解いただいていると思うので、そこはあえて念を押しませんが、しかし、その一方で、まだ新しいガイドラ

インができていませんから、暫定的にやっている運用の中で、誤解やクリアになっていない部分があったと思います。そこは整理して御説明させていただきたいと思います。

○原科座長 よろしくをお願いします。

ちょうど時間が半分ほど過ぎましたので、ちょっと休憩を取ります。今3時38分ですので、50分から再開したいと思います。

午後3時38分 休憩

午後3時50分 再開

○原科座長 時間が予定の50分になりましたので、再開したいと思います。

今の議題ですが、ほかにございますでしょうか。今の件に関しては、あとは情報、事実関係を確認した上でということでもよろしいでしょうか。もしよければ次の議題に移りますけれども、よろしいでしょうか。

(2) 新環境社会配慮ガイドラインに係るFAQ案について

○原科座長 それでは、次の議題でございます。「新環境社会配慮ガイドラインに係るFAQ案について」でございます。では、まず資料を御説明ください。

○事務局（杉本） お手元にFAQの関係で資料を3つ用意させていただいておりますが、きょう議論をお願いしたいと思っておりますのは32-2-1、新たに追加するFAQの案でございます。この2つは、冒頭説明させていただきましたとおり、現行、JICAのウェブサイト既に掲載されているものを単にワード文書に落としただけのものでございます。32-2-2、32-2-3のものは、基本的には、考え方等々で中味を変更していないものはそのまま引き続き使うということで対応してまいります。

今回、「環境社会配慮ガイドラインに係るFAQ（新たに追加するもの）（案）」ということで、あわせて13項目作成いたしましたので、この内容を簡単に説明させていただきます。

通番の順番でまいりますと、まず1番、なぜ新ガイドラインを作成することになったのかということ、これは新JICAの誕生と関連しているところでございますので、新たに

問い立てと答えをつくりましてFAQに追加したいと考えております。

以下の箇所はそれぞれガイドラインの文言の解釈等に関する規定になっておりますが、通番2番では、委員会でも議論がございましたが、ガイドラインの1. 3. 18におきまして、「無償資金協力における Grant Agreement(G/A)等」ということが入っており、この「等」が何かという件につきましては、技術協力における技プロ、開発計画調査型技術協力の実施を合意する文章についてが「等」ということで記載されているということの説明させていただきます。これは、ガイドラインの最終回以前にどのような文書名での合意文書かということが確定すれば、それを入れさせていただきますということで、委員会で説明させていただきましたが、引き続き検討中という状況でございますので「等」ということで、そのかわり何が含まれるかということはきっちりFAQで示させていただきたいと思っております。

通番3番、これは重要事項の中に「意味ある参加」ですとか「真摯な発言」という記載がありますので、それは具体的にどういったものを想定しているのかということもFAQに書かせていただいております。「意味ある参加」とは、双方向のコミュニケーションがあって、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味しております。

「真摯な発言」とは責任を持った発言。それぞれこういった意味ということで記載しております。

続きまして4番、「不可分一体の事業」とはどのようなものですか。この件も、その内容なり考え方について委員会で議論がございましたが、これにつきましては、JICAが協力を行う対象プロジェクトと密接に結びついており、分けたり切り離したりできない事業を意味するということでまず考え方を書いておまして、また、事業の関連度合い、実施主体、実施のタイミング等さまざまな状況に応じてケース・バイ・ケースで判断しますが、その後、例示ということで、委員会の中でも出ました鉱山事業とその鉱山専用のインフラ整備事業についてはそのように考えられる可能性があるということで例示を出させていただきます。

続きまして5番、原子力発電プロジェクトにつきましては、前回の委員会で、パブリックコメントの関係もあり、ファクトも含めてFAQに記載すべしという御意見があったものでございます。ここでは、前回事務局から説明させていただきましたとおり、OECDのルールで原子力発電所をODAで支援することは禁じられております。他方で、関連の送電線等周辺施設建設の支援を行うことは可能です。JICAとしては、国際ルールに従

うとともに、本環境社会ガイドラインに基づく適切な環境社会配慮を行いつつ開発途上国を支援いたしますということを記載しております。

また、今回新しくガイドラインで世界銀行のセーフガードポリシーとの大きな乖離がないことを確認するという文言がございますが、世銀のセーフガードポリシーとは何かということにつきましては、ここに世界銀行のホームページのリンクを紹介させていただくとともに、具体的なオペレーショナルポリシーの名称をここに書かせていただいております。この点につきましては、既に運用されております新しいJ B I Cのガイドラインにおいても世銀のセーフガードポリシーをリファーしている箇所があり、基本的にはこれと同じ内容がF A Qということで紹介されております。

ページをめくっていただきまして、通番7番になりますが、情報公開に際し個人情報の取扱いはどのように行うのですかという問い立てでございます。いろいろな情報については個人情報という観点から1つ整理してということで検討いたしますということで説明させていただいておりましたが、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある個人情報は公開の対象としないということで書いております。こういった形で若干制約的な記載をしておりますのは、個人情報一般すべてを対象ということではなくて、実質的に権利利益の不当な侵害のおそれがないような簡易なものについては、例えばE I Aの報告書の中にある議事録に単に名前のみが出ている、そういった既に公開されているというようなケースもありますので、ここでは少し限定的な形で表現しております。例えばということで、「住民移転計画に記載されている個人の資産に関する情報が、これに該当すると考えています」ということで、例示をさせていただいております。

8番ですけれども、これも委員会で議論になりました「環境レビュー前に、（協力準備調査の）最終報告書もしくはそれに相当する文書についてウェブサイトで公開する」という箇所につきまして、「それに相当する文書」というのはどのようなものですかという点ですが、これも基本的に事務局から説明させていただいた内容をこの回答のところに整理させていただいております。「協力準備調査が完了し、最終報告書が公開されていなくとも、環境社会配慮に関して十分な判断を行うことが可能となるよう、環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報が全て含まれるものを公開する」ということで、環境レビューを実施することが可能なことを明示しているという点、この「所要の情報」についてはということで、具体的な内容を以下に記載させていただいております。若干長くなっておりますが、この点、少し考えた背景も含めて記載しておかないと、見ていただく方にわかりに

くいかなというところもありまして、説明を多少つけたような形で記載をしております。

続きまして、9番では、「先住民族の判断基準はどのようなものですか？」という問いに対して、世銀のオペレーショナルポリシー及び関連情報等を踏まえつつ個別の状況に応じてJICAで判断していくという考え方を記載しております。

これ以降は別紙の内容に関するものになっております。

まず10番では、「生態系及び生物相」において、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」という記載について、具体的にそれがどのようなものであるかという問い立てに対する答えということで記載しております。回答の内容としましては、ここにありませぬとおりですけれども、「重要な自然生息地」ということでは、(1)、(2)にありませぬとおり説明させていただいております。また、「著しい転換」、「著しい劣化」ということでは、下の2つのパラグラフが該当いたしますが、「著しい転換」とは「重要な自然生息地足らしめる状態が、完全に消滅または著しく減少すること」、「著しい劣化」とは「重要な自然生息地としての種の保全機能が、著しく減少すること」ということで書いております。この通番10に関しましても、先行して検討を実施されています新JBICのガイドラインの中で同様の項目を新たに追加するということになされておりましたので、そちらの内容も参考として、かなり共通の部分もありますが、この回答については作成しております。

続きまして、3ページに参りますと、11番では「非自発的住民移転」に関するFAQを書かせていただいております。項番13にも共通する点ですけれども、今回、ガイドライン別紙の中で、非自発的住民移転について、現行のガイドラインに加えていろいろと記載しておりますが、実際の移転計画の内容としては個別のものを書くということではなく、「世界銀行のセーフガードポリシーのOP4.12 Annex Aに規定される内容が含まれることが望ましい」ということで、その内容を規定しております。このため、実際にどのような内容がここに含まれているかということは本文中にはありませんので、そのウェブサイトをこのFAQでリンクを張り紹介させていただくとともに、主な内容ということでここに以下のとおりということで書いております。このほかに、案件概要ですとか、そういった項目もこのAnnex Aの中には並んではおりますけれども、ここでは実際の内容に深く関連するところを抽出して書いてございまして、そういうことで記載すべき主な内容ということを書いております。

12番の「先住民族」に関しましては、別紙1の「先住民族」の中で「先住民族に関す

る国際的な宣言や条約の考え方に沿って」というところがございますので、その何が該当するかということをごここでは記載しております。ただ、委員会の議論の中で、このJICAの新ガイドラインにつきましては、できるだけ具体的な条約、宣言等についても地の文に盛り込むべきだという議論もございまして、括弧書きにはなっておりますが、(先住民族の権利に関する国際連合宣言を含む)ということで、ここには1つ具体的な宣言を書いております。ただ、それも含めてもう1つ、ILOの169号条約ということで回答欄に2つの宣言、条約を書かせていただいております。

最後、13番になりますけれども、これは先住民族に関する事項ですが、先ほどの11番の「非自発的住民移転」同様、別紙1の中ではセーフガードポリシーのAnnexを引用しまして、どのような内容が含まれるのが望ましいかということを書いておりますので、まずAnnex Bが何なのかということはウェブサイトのリンクをFAQの中で紹介させていただいております。それとともに、その中でも基本的な核となる項目についてピックアップいたしまして、ここで先住民族計画に記載すべき内容ということで紹介させていただいております。

今回、委員会の議論の中でございましたFAQの作成ということでは、以上13項目ということで、議事録をもう1回確認した上で整理してございまして、その問い立て及び答えということで作成させていただきました。何とぞ御検討をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○原科座長 今御説明いただいたようなことですが、これに関しまして御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。

フロアからどうぞ。

○一般参加者(田辺) JACSESの田辺と申します。

1点、日本語の望ましいかなと思う提案なのですが、通番の9で、「先住民族の判断基準」というと意味がたくさん出てきてしまうので、「先住民族に該当するかの判断基準」とした方がいいかなと思います。

○原科座長 今の御意見はいかがでしょう。「先住民族に該当するかの判断基準は」とした方がいいだろうと。

○事務局(杉本) 御意見ありがとうございます。確かに答えは「先住民族に該当するかは」ということで書いてありまして、きちんと対応させるということでは今の表現の方がより正確かと思っておりますので、そういった形で修正したいと思います。

○原科座長 では、「先住民族に該当するかの判断基準は」というぐあいに直していただきます。

ほかにございますでしょうか。

○中委員 中でございます。

通番の4の不可分一体の事業に関する回答ですが、「例えば」以下の文章を入れる必要があるのでしょうか。確かに過去の委員会でNGO委員の方からこの趣旨の御質問があったと思いますが、結論としてはケース・バイ・ケースで判断されるということでしたので、改めて「例えば」以下を入れる必要はないのではと考えます。不可分と考えられる可能性もあるし、不可分と考えられない可能性もあるということであれば、特に記載する必要はないし、その方が表現としてすっきりすると思います。以前、大村委員からADBの例を御説明されましたが不可分一体についての事例は鉱山以外にもいろいろあると思われるので、特に鉱山を例にした回答は必要はないと考えますがいかがでしょうか。

○原科座長 でも、FAQですので、具体的に示した方が丁寧な説明ではあると思います。しかもこのことはこの委員会で議論しましたのでね。丁寧にはなると思います。それが無いと逆に抽象的になってしまうので、「例えば」はあった方がいいと私は思います。そうすることで事務局はこれを用意したのですね。

○事務局（天田） あくまでも「例えば」と、これ以外にも可能性としてあり得ますということ、それから、「不可分一体の事業と考えられる可能性があります」ということです。ここで鉱山事業と鉱山専用のインフラ整備というような事例であったとしても、その場合、ではどのように不可分一体と考えられるかどうかということにつきましては、上にございます「事業の関連度合い、実施主体、タイミング等、様々な状況に応じてケース・バイ・ケースで判断」させていただくというところでございます、書いてあったとしても、これに限定されるものでなければ、これが必ずそうなる、一対一でもないというところで、座長がおっしゃられたように、あった方がイメージはわかりやすいかなということで記載させていただいたものでございます。

○原科座長 どうですか。すっきりしない？

○中委員 JICAさんの御説明で理解いたしました。当方の意見にあまり賛同の声がないようですので、当方意見の反映は不要です。

○原科座長 ほかにございますでしょうか。

○佐藤委員 通番の8の環境レビューのところの Answers の方ですが、上から2行目の

あたり、「所要の情報がすべて含まれるものを公開することで、環境レビューを実施することが可能なことを明示したものです」とあるのですけれども、若干誤解を生むのではないかなと私は思っているのです。今まで公開していなかったから環境レビューは実施できなかったというような受けとめられ方をするとちょっと誤解が起きるかなと思うので、例えば、「所要の情報が全て含まれるものを公開することで」というのを「公開した上で」と変えるのが正確なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

それともう1つ、これは質問なのですが、通番の11の「非自発的住民移転」で世銀のセーフガードポリシーが **Answers** の方で引用されていまして、その一番下の項目、「モニタリング及び事後評価の概要」とありますが、この「事後評価」の意味を教えてくださいたいと思います。我々は通常、大体工事完了後4年後に事後評価をしておりますけれども、それとこれは同じ「事後評価」という言葉なのですが、同じということなのか、そうではないのか、そこを教えてください。

○事務局（天田） まず1点目、8番でございますけれども、ここは佐藤委員がおっしゃられたような趣旨でございますので、もし「した上で」という方が皆様おわかりいただきやすいのであれば、そのように修正させていただきたいと考えてございます。

○原科座長 今の御提案でよろしいでしょうか。「した上で」と。——では、そうしましょう。

○事務局（杉本） もう1点、11番の主な項目の一番下にあります「モニタリング及び事後評価の概要」というところは、あくまでも当該住民移転に関することございまして、やったらやりっ放しということではなく、それが順調にうまくいっているのか、その後の状況がどうなのかということモニタリングいたしまして、最終的にそれがどの程度成功裏にいったのかということはきちんと総括するというプロセスもやるのが望ましいということで、計画から最後まできちんとモニターするのだということでこの **Annex A** が出ていますので、事業全体ということではございませんで、内容としてはあくまでも当該の住民移転なり用地取得に限った話ということで理解しています。

○佐藤委員 確認なのですが、そうすると、RAPの情報公開をやって、その後にまたアップデートされるという理解でよろしいのですか。事後評価が行われた時点でアップデートされる。それとも、そういう理解では正しくないですか。

○事務局（杉本） アップデートということはないと思いますけれども、こういった事業実施機関ですとか地方政府であったりとか、実際の住民移転なり用地取得をやる主体とし

ではいろいろとございますけれども、通常そういったところを担当していますところは、その事業のみならず、ほかの事業でも同様の移転なり用地取得なりをやっていくことはありますので、とにかくそういったものをやった上で、きちんとその結果を取りまとめ、また次のものに生かしていくという形になってくると思います。ですので、計画自体を何か後から直すという形では通常はないと思います。そこできちんとやるからにはカバーして見ていく必要があるということで、計画の中にそのプロセスまで含めて書かれているということで理解しています。

○佐藤委員 事前に、事後評価はこういうふうにやっていこうというやり方を公表すると。

○事務局（杉本） そうです。ここにありますのはあくまでも計画段階の話ですので、コストなんかも含めまして、この段階でどう見ているかということになっております。

○原科座長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

1つ質問ですけれども、新しいガイドラインに対するFAQは、従来のJ B I C ・ J I C Aそれぞれのものに更にこれを加えるわけですね。そうすると少し調整等が必要になりますね。その辺の作業は今後やっていくということになりますね。

○事務局（杉本） はい。

○原科座長 そのようなことで対応していただきます。

どうぞ、フロアから。

○一般参加者（田中） J I C A国際協力専門員の環境をやっております田中と申します。このFAQの5番目の原発について意見を述べさせていただきます。

ここで「OECDのルールで原子力発電所建設をODAで支援することは禁じられています。他方で、関連の送電線等周辺施設建設の支援を行うことは可能です。J I C Aとしては、国際ルールに従うとともに、本環境社会配慮ガイドラインに基づく適切な環境社会配慮を行いつつ開発途上国を支援してまいります」という文言でありますけれども、私もJ I C Aの中の環境の専門家のグループでこの問題について勉強会もしているのですが、ここにもきちんと Answer として書くということであれば、「OECDのルールで原子力発電所をODAで支援することは禁じられています。J I C Aとしては、国際ルールに従い対応いたします」ぐらいにしておくべきではないかと私は個人的には思っております。というのは、原発をODAでつくることを禁止しているにはそれなりの理由があってOECDで禁止しているわけです。原発がない、発電する電気がないのに送電線は云々と

ということ自体、この書き方だとやはり論理的にそごを生じるのではないかと思いますので、ファクト、実際の事実関係をきちんと書いた上で、「JICAとしては、国際ルールに従い対応いたします」と書けば、一番きちんとした Answer になるのではないかと個人的には思っています。

○原科座長 今回の件はいかがでしょう。殊さら「他方で」というのを書く必要はないだろうと。

○事務局（天田） ここは私どもも、前回の御議論でございましたように、この時点におきまして原子力関係の支援をする、しないということを申し上げているところではないという意味でございます。ファクトという意味からしますと、前段だけだと逆に、やるべきだと思っている方、やらないべきだと思っている方々に対しましても、OECDのルールとしてあり得ないのだとお考えになられてしまうというのが若干ミスリーディングかと考えまして、ファクトとしては「他方で」というところを記載させていただいた次第でございます。

一方で、後段の「国際ルールに従うとともに……開発途上国を支援してまいります」というのは、実際に私どもがこの関係にしろ何にしろ支援させていただくときには、当然環境社会配慮ガイドラインを踏まえた適切な環境社会配慮を行いますということを記したところでございますので、方向性として、やる、やらないというようなところに触れるような形が、後ろのところがそういうふう当たるのではないかとということであれば、このあたりは若干書きぶりとして修正するのが適当なのかなと、今お話を聞いていて考えた次第でございます。

○松下委員 「OECDのルールで」と書いてありますが、ほかの、例えば世界銀行のセーフガードポリシーについては出典が明示されているので、これについても明示された方がいいと思います。

○事務局（天田） そこは、原子力セクター了解というのがございますので、そのようにさせていただきますと思います。

○中山委員 OECDのルールでは関連の送電線をやってもいいと書いてあるのですか。

○事務局（天田） 書いてございます。

○中山委員 それで正確を期したということですね。

○事務局（天田） はい。

○原科座長 関連というのは、原発用のをやってもいいと。

○事務局（天田） 関連でございます。

○原科座長 原発はだめだと言って、関連するのはいいというと、ちょっと変な話になってしまいますね。それはちょっと変です。

○事務局（天田） 趣旨といたしまして、なぜOECDで原発に援助を使わないというふうに禁止している形になっているかと言いますと、実はこれは環境の話ではございませんで、原子力発電は商業性が高く、それで原子力発電所については援助の対象としないと。一方で、そこから電力をエバキューエートするとか、こういった関連施設についてはやってもいいと。別にやるべきだということではなくて。輸出信用の関係でございますので。というふうになっているというのがルールのファクトでございます。

○原科座長 環境の面でも何にしる原子力発電をODAでやるのはぐあいが悪いというのだったら、関連施設はいいよというのは変だなという感じがしますよ。環境云々にかかわらずです。普通に考えれば、メインはだめなのに周辺はいいというのは変でしょう。多分こういうルールは妥協の産物なのでしょうね。むしろ最後の、さっき天田さんがおっしゃったのは、「本環境社会配慮ガイドラインに基づく適切な環境社会配慮を行いつつ開発途上国を支援してまいります」、この最後のくだりが若干そういう誤解を与えるおそれがあるので、そこをカットして……

○事務局（天田） 例えば、御指摘いただいた「対応してまいります」とかいう表現は考えられるかなと、伺っていて思いました。

○原科座長 「適切な環境社会配慮を行いつつ対応してまいります」とか、そういう表現だとよりいいかもしれませんね。そうでしょうか。

○山浦委員 経済産業省の山浦でございます。

私は座長提案のとおりで結構でございます。

一点、「他方で」という一文がつけられた経緯を申し上げますと、前回の有識者委員会においてパブリックコメントに寄せられたコメントを議論していく中で、周辺の送変電もODAでやるべきではないという点があったことに起因していると理解しています。

一方で、先ほど出典についてお話がありましたがOECDの原子力セクター了解を付記するということであれば、結局OECD上どこからどこまでODA支援が可能かという範囲を確認できますので、「他方で」以下の文章は必要ないかなと思います。

○原科座長 それはどうしましょう。その方がよければそうしますが。「他方」はカットして、そのかわり出典を書く。どちらがいいですか。

○事務局（天田） 丁寧にと考えますと、両方書かせていただいた方が、まさに御指摘いただいた先日の御議論にも合っているかなと思っております。

○原科座長 では、両方書いた上で出典を書く。ただ、最後のところの言い回しは、「適切な環境社会配慮を行いつつ対応してまいります」とします。「開発途上国を支援」という表現を使って、後半だけ支援するみたいな印象を与えるとまずいので、「行いつつ対応してまいります」という表現にいたします。よろしいでしょうか。——では、そのようにいたします。

ほかに御意見ございますでしょうか。

F A Qでこれ以上なければ、この件はここまでにいたしますけれども、何かあったらまずいので、ちょっと戻りましょうか。いかがでしょう。

では、とりあえずここで切り上げさせていただいて、最後の段階で何かお気づきの点がございましたら、そのときに御提案いただくことにいたしまして、議題（2）もこれで一応終わったことにいたします。

そ の 他

○原科座長 実はもう1つありまして、今後の進め方についての議論が必要になります。特にこれから先は実際の運用の問題になりますけれども、先ほど来、審査会でどのように対応するかがかなり重要なことだとおっしゃって——これは現行ガイドラインの場合ですね。今後は助言委員会になりますけれども、助言委員会をどのようにするかという大変重要なことがございます。これはイメージも少しずつ出てはきましたけれども、まだ具体的になっておりませんので、これに対する検討が必要なのですが、先ほどのようにこのスケジュールは4月1日制定で7月1日施行でございます。そうしますと余り時間もございませんので、少し効率的に進めたいと思います。そんなことから、この助言委員会等につきましてはワーキンググループで作業を進めたらいかがかという提案をさせていただきたいのですが。ワーキンググループというのは、当然私は入りますけれども、あとそれぞれの分野の方々、行政の方、産業界の方、NGOの方、それから、私だけではなくて、もう1人ぐらい学識者のメンバーからも入っていただいて、5人になりますか、そのような格好でワーキンググループをつくらせていただいて、そこで、これはJ I C Aの御担当でいろいろ案をつくっていただきますけれども、それに対する委員会のかかわりとしてそういう

形でやると、時間がない中ではもうちょっと効率的にできるのではないかと思いますけれども、いかがでございましょう。それで、その結果どうなったかということ、必要があれば、最終回、もう1回、33回目を3月末ぐらいに開いてもよろしいのですけれども、それはまた別な話としまして、まずはワーキンググループで作業してみて、最終確認が必要であればもう1回ぐらい3月に最終回を開く。こんな段取りを考えております。それから、先ほど調査してお答えすることもございましたね。そのようなこともありまして、3月いっぱいまで委員会のメンバーをお願いしておりますので、もうちょっとおつき合いいただければありがたいと思います。

いかがでございましょう。

○松下委員 助言委員会における検討事項というのは、具体的にはどういったことが考えられますか。

○原科座長 これは事務局の方で今どのように考えておられるか御説明いただいた方がいいかな。このままあとは事務局にお任せというのだと委員会との関係はうまくないのかなということ。

○事務局（杉本） 今まさにこちらで検討を行っておりますけれども、主なポイントとしましては、議論の中でも座長初めいろいろとポイントを出していただきましたが、現行の運営方法を踏まえた新たな助言委員会の具体的な運営方法のあり方なり、そのもとになりますメンバー構成なり、あと具体的な手続としましては、どのようなやり方で委員の方を選考していくか、そういった事項は必須事項として入ってくるかなと思っております。その点、今JICAの方で案をつくっておりますので、できるだけ早く内部、関係部とも調整して、ワーキンググループができるということであれば、そこでまた相談させていただくことができると思っております。

○原科座長 委員会でさらにというのは大変だと思いますので、できればワーキンググループで進めさせていただきたいのですけれども、それはこの委員会でまず決めなければいけないので、皆さんの合意が得られればそのような進め方をさせていただいて、きょうはまだ時間が若干ありますので、委員の候補も決めてしまいたいと思います。そのような進め方でよろしいでしょうか。松下先生、いかがですか。ほかの方々はいかがでしょう。——それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、まずワーキンググループをスタートするという事にいたします。それから、もう1回委員会を開くかどうかはワーキンググループでの作業を見ながら、必要があれば

お願いするかもしれませんが、その必要がなければきょうを最終回にいたしますので、一応きょうの段階で区切りをつけて、この後懇親会がありますけれども、これは区切りをつけるということにいたします。しかし、ワーキンググループの議論の内容によってはもう1回最終のものをお願いするかもしれません。ということでお考えください。

それでは、それぞれのグループからお1人ずつ御協力をお願いしたいのですが、どうい
うぐあいにしませう。この場では相談しにくいかな。グループに分かれてやりますか。

○満田委員（代理：福田） NGOの方は、きょうどうこうというのはちょっと難しいので、持ち帰りということにさせていただければ。

○原科座長 では、それぞれ持ち帰って、あるいは後で、懇親会で決めてしまうとか、そんなことでよろしいですか。行政の方はいかがでしょう。これに関しては、かかわりが深いという外務省か環境省かになりますね。というような感じがいたしますけれども、その辺はどうでしょう。行政も相互でまた。――では、御相談ください。この場では決めないで。学識の方も相談しましょう。

それでは、それぞれのグループから4人で、それと私と、5名でワーキンググループを構成します。進め方はさっき申し上げたようなことで進めてまいりますので、ひよっとしたら3月末にもう1回委員会ということがあるかもしれません。そんなことでお願いいたします。

では、これで大体きょうの予定は終了したと考えてよろしいでしょうか。事務局の方はいいですか。

それでは、一応終わったことにしますか。完全に終わったわけではないのですけれども。
○JICA（岡崎） 手続的なことを申し上げますと、プロセスとしては、JICAの組織としての決定ということはこの後に控えております。既に一度理事会を開催いたしまして、パブリックコメントを行い、その内容のフィードバックと審査会のやり方なども含めて組織の中での検討をやらせていただきます。それから、来週の木曜日に原科座長にJICAにお越しただいて、私どもの理事長の緒方に委員会の議論の御報告をいただくということをお願いしています。

いずれにいたしましても、ワーキンググループで助言委員会の言ってみれば器とそのやり方を議論した後、我々、今度は公募ということで、委員の方々を実際に選考しなくては
いけません、どうしてもこれに3カ月ぐらいかかるだろうと。特に、有償資金協力、無償資金協力の本体の審査ということ想定して、これまでの案件を踏まえて、やはり御専

門のセクターの方々を選出したいと思っております。そのための選考のプロセスについてもワーキンググループで議論しまして、公募というプロセスを経て、3カ月後、7月1日にはガイドラインの本文の施行と同時に、助言委員会の立ち上げも遅滞なく行いたいと思っておりますので、また先生方あるいは御専門の方々の御推挙なり、選考に当たっての御協力をいただくこともあるかもしれませんが、その場合はどうぞよろしくお願いいたします。

○原科座長 ちょっと私うっかりしました。今の御説明で思い出しましたがけれども、助言委員会以外の件でも、事務局で、いろいろ御検討でお困りのときにはワーキンググループでお助けしたいと思います。その意味で、もう1つは異議申立制度の方も、これは現行のものが旧組織の両方にありますので余り問題はないのですけれども、一応そういうようなことも。だから、関係するもので何かあれば、そちらで必要なものに関してはワーキンググループで支援していただくと、皆さんにお願いしたいと思います。そんなことでよろしいですね。そういうことで進めていきたいと思っております。

では、ほぼ2年間になりますが、2年ちょっとにわたり、きょうで32回でございます。もう1回やったら33回になりますけれども。そういう長い間、皆様の御協力で大変よい形のガイドラインができたと思っております。これはそれぞれJICAの従来のものもすばらしいし、JBICのものも国際的に大変評価されております。そういう点では、そういうものをベースにしてさらに一步進めたものになったと思っておりますので、これは本当にいい格好で運用していただきたいと思っております。この分野はできたら世界をリードするようになってもらいたいと思っております。世界銀行などもJICAの現在の動きを大変注目しております。昨年も、私が会長をやってまいりました国際影響評価学会、これは国際アセスメント学会と言った方がわかりやすいかもしれませんが、この国際アセスメント学会のガーナ大会、第29回の大会でしたけれども、アクラで、世界銀行のメンバーと、それからJICAの岡崎さんも来られて、私も参加してテーマ・フォーラムをオーガナイズしたのですが、その場でも随分JICAに対する注目度がありました。恐らくあのセッションはいろいろなセッションの中で一番たくさん人が集まったと思っております。会場いっぱいになりましたね。ということで大変注目されているわけです。その期待にこたえるようなものになったと思っておりますので、これをぜひ世界に広めていただきたいと思っております。

特に、これから我々、東アジア地域で日中韓といいますか、三ヶ国の関係、このトライアングルは行政の各方面で協力関係を持っております。環境政策でもそうなのですけれど

も、こういう国際協力分野でもそういう日中韓の協力体系をしっかりと組んでいきたいと思っています。中国は、ことしはG N Pが恐らく第2位になって、日本は第3位になるだろうと。ジャパン・アズ・ナンバー3なんていう言い方をする人がいますけれども、そのときにJ I C Aがこれだけ立派な環境社会配慮をするわけですから——世銀もそうですね。ですから、新しい大きな経済の中心になる中国も同じような考えでぜひやっていただきたいと思っています。十分、相互にそういった理解は進むと思いますので。その場合にも、本当にいい運用をしていただいて、本当に持続可能な世界をつくるために、J I C Aがそういう意味でもリードしていただきたいと思っております。

このようなことを私がきょう言えるようになりましたのも、これまで32回にわたり皆様方の御尽力によって大変すばらしいガイドラインができた結果だと思えます。これから運用をちゃんとしなければいけないのですけれども、形としてはいいものができたと思えます。この間ずっと公開でやってまいりました。大変透明性の高いプロセスであります。フロアからもたくさんの方々からインプットをいただきました。それからパブリックコメントもいただいています。パブリック・コンサルテーションもありましたね。日本社会の中で考えると大変透明性の高いプロセスにしましたので、そういう点でも評価できていると思っております。ということで、改めて皆様に御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、きょうで最終回ではありませんけれども、一区切りついたということでございます。3月まではまだ任期があるということで、もうしばらくおつき合い願います。どうもありがとうございました。

○事務局（河添） 予定では5時半ということだったと思うのですが、もう既に5時前には終わっている状況なのですけれども、会場はこの隣になります。ですので、懇親会に御参加いただける方におかれましてはこの後会場を移っていただきます。ただ、ちょっと早目ですけれども、これから会場の準備をさせていただきますので、しばらくお待ちいただいて、御案内させていただきますので、それまでこちらのお部屋でお待ちいただけますか。済みません。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉本） 懇親会に際しましては、オブザーバーの方もぜひ御参加ください。よろしくお願いいたします。

○原科座長 では、しばらく待ちまして、ぜひたくさん御参加ください。

午後4時39分 閉会